

内閣参質一六六第六二号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員藤末健三君提出人事院規則一四一七（政治的行為）についての政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出人事院規則一四―七（政治的行為）についての政府の認識に関する質問に

対する答弁書

国家公務員は、憲法第十五条第二項において国民全体の奉仕者と定められており、政治的に一党一派に偏することなく、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行に当たることが必要と認識している。

